

意見の概要及び意見に対する考え方

No.	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	全体に関して	<p>従来物理的な紙によって提出していた証明書等について、オンライン手続による受付を可能とすることにより、紙という資源の利用を削減させることができ、また人や物の移動により発生する環境負荷を軽減させることができることから、環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用を促進していただきたい。</p>	<p>「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日 IT戦略本部決定）においては、国民等の利便性の向上と行政事務の簡素化・効率化を図ることを目的としており、申請情報が電子情報で得られるオンライン申請は、国民の利便性向上のみならず、業務処理の電子化を効率的に進めるためにも推進する必要があると考えております。</p> <p>ただし一方で、オンラインの利用が極めて低調である等の手続のオンライン化については見直しを図るなど、メリハリの効いた対応を行うことが重要であると考えております。</p>
2	2. の(2) 申請者本人の確認方法の見直し	<p>「識別番号及び暗証番号」については、国家戦略室、IT戦略本部、総務省等における議論の行方も踏まえて、省庁ごとに縦割りにならないよう平仄を合わせる必要があります。</p> <p>その際には、一つの選択肢として、民間が発行しているIDサービスの活用についても検討いただきたい。</p> <p>「識別番号及び暗証番号」については、既に民間において多くのサービスで利用されているという実績があり、このような民間のIDにおいては、利用者が利用しようとしているサービスに応じて、本人確認の水準を段階的に分けて運用しているという実態があり、こうした民間における実績・実態を踏まえると、国や自治体における行政手続等においても本人確認を一律の水準で行う必要は必ずしもないと考えます。</p>	<p>今回の本省令案では、オンライン手続における申請者本人を明らかにする措置について、「オンライン利用拡大行動計画」を踏まえ、これまでの電子証明書による電子署名以外に識別番号及び暗証番号による確認方法を可能とするものです。</p> <p>当該確認方法における識別番号及び暗証番号の在り方については、先般策定された「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月11日 IT戦略本部決定）における施策の動向を踏まえ、適切に対応する必要があると考えております。</p>